

宮城県農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という）、強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について（令和4年4月1日付け3新食第2087号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2896号農林水産省農産局長、3畜産第1989号農林水産省畜産局長通知）、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2897号農林水産省農産局長、3畜産第1991号農林水産省畜産局長通知）及び農産物等輸出拡大施設整備事業の配分基準について（令和4年12月7日付け4新食第1935号大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、4農産第3469号農産局長通知）に基づき、事業実施主体が行う農産物等輸出拡大施設整備事業による対策事業に要する経費について、間接補助事業者等にあつては当該間接補助事業者等の主たる所在地の市町村に、それ以外の事業実施主体にあつては当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(間接補助事業等)

第3 第1に規定する事業実施主体（市町村を除く。）が実施する間接補助事業等に対する交付金の交付は、当該事業実施主体の主たる所在地の市町村長の申請に基づき行うものとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の交付金交付申請書を提出しようとする者は、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に充当率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画（別記様式第1号別添1）
- (2) 施設設置等にあつては実施設計書
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別添2）
- (4) 納税証明書（全ての県税）

- (5) 市町村にあつては、交付金の交付に関する規則等
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 4 交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体はあらかじめ市町村長または知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第9号）により、知事に提出するものとする。

（交付の条件）

- 第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 交付事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
 - (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、別記様式第4号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（事業遂行状況報告）

- 第6 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、別記様式第5号により作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号（概算払請求）をもってこれにかえることができる。
- 2 知事が前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該交付金の遂行状況報告書を求めることができる。

（実績報告）

- 第7 規則第12条第1項の規定による交付金事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。
- 2 第4第2項ただし書の規定により交付金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により交付金事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績（別記様式第6号別添）
 - (2) 施設設置等にあつては出来高設計書
 - (3) 財産管理台帳の写し
 - (4) 国の共済制度や民間の保険等への加入状況が分かる書類の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

（交付金の交付方法）

- 第8 交付金の交付は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(事業確認の責務)

第9 市町村長は、間接補助事業等を行う事業実施主体の事業が適正に遂行されるよう指導するとともに、その出来高状況について確認しておくものとする。

(交付金の交付)

第10 交付金の交付を受けた市町村長は、間接補助事業等を行う事業実施主体に対して、この要綱の各規定に準じて交付金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11 第4第2項ただし書の規定により交付金の交付申請をした者は、第7第1項の交付金事業実績報告書を提出した後において、当該交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該交付金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(額の再確定)

第12 額の確定通知を受けた後において、交付事業等に対し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合には、当該経費を減じて作成した実績報告書を第7に準じて知事に提出し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条第2号及び同条第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。最終改正 平成22年3月31日付け財務省令第20号。以下、「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。ただし、牧草地及び飼料畑にあっては、「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和49年5月10日付け49畜B第603号農林事務次官依命通達)の記の2の(1)に定める期間とする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第15 事業実施主体は、第14の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状

況を明らかにするため、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出数及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあっては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。